

令和9年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書

従

所轄税務署長	給与の支払者の 名称（氏名）		（フリガナ） あなたの氏名		あなたの生年月日	明・大・昭 平・令	年 月 日
	給与の支払者の 法人（個人）番号		あなたの個人番号		世帯主の氏名		
	給与の支払者の 所在地（住所）		あなたの住所 又は居所	（郵便番号 ）			

A 主たる 給与の 見積額等	主たる給与の支払者の 名称（氏名）	左の給与の支払者から 受ける令和9年中の給与 の収入金額の見積額 ①	①の給与に対する 給与所得控除後の 金額 ②	①の給与から控除 される社会保険料 等の見積額 ③	あなたが控除を受けられる 配偶者（特別）控除額、扶 養控除額、特定親族特別控 除額、基礎控除額及び障害 者控除額等の合計額 ④	③＋④ ⑤	この申告書を提出することができる人は、2か所以上から給与の支払を受ける人で⑤の金額が②の金額よりも多い人です。
			円	円	円	円	

B この申告書の 提出先の 給与から控 除を受ける	区分等	（フリガナ） 氏 名	個 人 番 号		令 和 9 年 中 の 所 得 の 見 積 額	非居住者である親族 （該当する場合は○印を付けてください。）	住 所 又 は 居 所	異 動 月 日 及 び 事 由 （令和9年中に異動があった 場合に記載してください。）	
			あなたとの続柄	生 年 月 日					
	源泉 控除対象 配 偶 者				円				
	源泉控除 対象親族 (16歳以上) (平24.11以前生)	1				円	☐ 16歳以上30歳未満 又は70歳以上 ☐ 障害者	☐ 留学 ☐ 38万円以上の支払	
						円			
		2				円	☐ 16歳以上30歳未満 又は70歳以上 ☐ 障害者	☐ 留学 ☐ 38万円以上の支払	
						円			
		3				円	☐ 16歳以上30歳未満 又は70歳以上 ☐ 障害者	☐ 留学 ☐ 38万円以上の支払	
						円			
		4				円	☐ 16歳以上30歳未満 又は70歳以上 ☐ 障害者	☐ 留学 ☐ 38万円以上の支払	
					円				
5				円	☐ 16歳以上30歳未満 又は70歳以上 ☐ 障害者	☐ 留学 ☐ 38万円以上の支払			
				円					

C 他の給与 から控除 を受ける	区分等	（フリガナ） 氏 名	個 人 番 号		令 和 9 年 中 の 所 得 の 見 積 額	住 所 又 は 居 所	他 の 給 与 の 支 払 者 の 名 称 （ 氏 名 ）	
			あなたとの続柄	生 年 月 日				
	源泉 控除対象 配 偶 者				円			
	源泉控除 対象親族 (16歳以上) (平24.11以前生)	1				円		
						円		
		2				円		
						円		
		3				円		
						円		

◎「主たる給与」とは、給与所得者の扶養控除等申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」をお読みください。

申告についてのご注意

- この申告書は、令和9年の従たる給与から扶養控除等を受けようとする場合に、従たる給与の支払者に提出してください。
- この申告書に記載すべき事項が令和8年においてその従たる給与の支払者を經由して提出した申告書に記載した事項から異動がない場合には、その記載すべき事項に代えて「異動がない」旨を記載した申告書（以下「簡易な申告書」といいます。）を提出することができます。簡易な申告書についての詳細は、国税庁ホームページに掲載している「簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ（源泉所得税関係）」をご確認ください。
- この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- 主たる給与についての源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族として申告した人を、従たる給与の方へ変更するときは、主たる給与の支払者にも必ず異動申告書を提出してください。

（注）1 この申告書に記載した源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族を、令和9年中に主たる給与の方へ変更することはできません。

2 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできません。

また、親族の双方がお互いに特定親族に係る控除の適用を受けることや、特定親族に係る控除の適用を受けている親族を特定親族として控除の適用を受けることはできません。

- この申告書を簡易な申告書として提出する場合には、「あなたの氏名」、「あなたの住所又は居所」及び「あなたの個人番号」欄を記載し、前年に提出した申告書に記載した事項から異動がない旨を余白等に記載してください。
- 「あなたの個人番号」、「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、従たる給与の支払者に確認してください。
- 「給与の支払者の法人（個人）番号」欄には、この申告書を受理した従たる給与の支払者が、従たる給与の支払者の法人番号又はマイナンバー（個人番号）を記載してください。
- この申告書の提出先の給与から控除を受ける源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。
また、この申告書の提出先の給与から控除を受ける源泉控除対象親族が非居住者である場合には、次のとおり、「非居住者である親族」欄の該当する項目にチェックを付けてください。
(1) その親族の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合…「16歳以上30歳未満又は70歳以上」
(2) その親族の年齢が30歳以上70歳未満で、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和9年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」である場合…「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目（2以上の項目に該当する場合はいずれか1つ）
（注）「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人をいいます。

なお、その非居住者である親族について、扶養控除等の適用を受けるために必要な添付書類等の手続の詳細は、国税庁ホームページに掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご確認ください。

非居住者である親族について
扶養控除等の適用を受ける方へ



- 「A 主たる給与の見積額等」欄の「②」の給与所得控除後の金額は、「①」の給与の収入金額の見積額について、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」により求めた給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。
（注） 所得金額調整控除の額は控除せず記載してください。
- 「A 主たる給与の見積額等」欄の「④」の金額は、次の控除額によって計算してください。

区分				控除額
基礎控除額	あなたの所得の見積額が	489 万円以下	489 万円超	104 万円
		655 万円以下	655 万円超	67 万円
		2,350 万円以下	2,350 万円超	62 万円
		2,400 万円以下	2,400 万円超	48 万円
		2,450 万円以下	2,450 万円超	32 万円
		2,500 万円以下	2,450 万円超	16 万円
配偶者（特別）控除額	源泉控除対象配偶者			38 万円
	老人控除対象配偶者 ^{（注）}			48 万円
扶養控除額	一般の控除対象扶養親族			1 人につき 38 万円
	特定扶養親族			1 人につき 63 万円
	老人扶養親族			
	同居老親等以外の老人扶養親族			1 人につき 48 万円
	同居老親等			1 人につき 58 万円
特定親族特別控除額	親族の所得の見積額が	62 万円超	85 万円以下	63 万円
		85 万円超	90 万円以下	61 万円
		90 万円超	95 万円以下	51 万円
		95 万円超	100 万円以下	41 万円
障害者控除額	一般の障害者			1 人につき 27 万円
	特別障害者			1 人につき 40 万円
	同居特別障害者			1 人につき 75 万円
寡婦控除額				27 万円
ひとり親控除額				38 万円
勤労学生控除額				27 万円

（注） 配偶者が、源泉控除対象配偶者であり、かつ老人控除対象配偶者に該当する場合に限られます。